

# 平成17年度小樽市予算書

# 目

# 次

一 般 会 計 . . . . .	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業 . . . . .	5
青 果 物 卸 売 市 場 事 業 . . . . .	7
水 産 物 卸 売 市 場 事 業 . . . . .	8
国 民 健 康 保 険 事 業 . . . . .	9
土 地 取 得 事 業 . . . . .	11
駐 車 場 事 業 . . . . .	12
老 人 保 健 事 業 . . . . .	13
住 宅 事 業 . . . . .	15
簡 易 水 道 事 業 . . . . .	17
介 護 保 険 事 業 . . . . .	19
融 雪 施 設 設 置 資 金 業 融 貸 付 事 業	21
物 品 調 達 . . . . .	22

企 業 会 計	
病 院 事 業 . . . . .	23
水 道 事 業 . . . . .	25
下 水 道 事 業 . . . . .	27
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業 . . . . .	29

## 平成17年度 小樽市 一般会計 予算

平成17年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,297,917千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

### (市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円
	1	15,179,500
	2	5,143,500
	3	7,393,200
	4	107,300
	5	1,046,700
	6	300
7	25,900	
	1,462,600	
2 地方譲与税	1	1,008,800
	2	529,800
	3	347,000
	4	119,000
	13,000	
3 利子割交付金	1 利子割交付金	53,000
		53,000
4 配当割交付金	1 配当割交付金	45,000
		45,000
5 株式等譲渡所得割交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	10,000
		10,000
6 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	1,500,000
		1,500,000
7 ゴルフ場利用税交付金	1 ゴルフ場利用税交付金	44,000
		44,000
8 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金	141,000
		141,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	400
		400
10 地方特例交付金	1 地方特例交付金	448,000
		448,000
11 地方交付税	1 地方交付税	16,049,000
		16,049,000
12 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	36,000
		36,000

款	項	金額
13 分担金及び負担金		千円
	1 分 担 金	384,479
	2 負 担 金	136
		384,343
14 使用料及び手数料		1,290,779
	1 使 手 料	600,120
	2 用 数 料	690,659
15 国庫支出金		8,968,907
	1 国 庫 負 担 助 託 金	8,591,543
	2 国 庫 負 補 委 託 金	342,913
	3 国 庫 負 補 委 託 金	34,451
16 道 支 出 金		2,065,731
	1 道 道 負 担 助 託 金	1,203,438
	2 道 道 負 補 委 託 金	649,784
	3 道 道 負 補 委 託 金	212,509
17 財 産 収 入		128,156
	1 財 産 運 用 収 入	87,908
	2 財 産 運 用 収 入	40,248
18 寄 付 金	1 寄 付 金	15,350
		15,350
19 繰 入 金		709,720
	1 特 別 会 計 繰 入 金	358,546
	2 基 金 繰 入 金	351,174
20 繰 越 金	1 繰 越 金	10
		10
21 諸 収 入		12,369,385
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 子 入 入 入	3,000
	2 預 貸 受 託 金 事 業 利 収 入	1
	3 預 貸 受 託 金 事 業 利 収 入	11,586,564
	4 預 貸 受 託 金 事 業 利 収 入	1,028
	5 預 貸 受 託 金 事 業 利 収 入	778,792
22 市 債		2,850,700
	1 市 債	2,850,700
歳 入 合 計		63,297,917

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	千円 299,772 299,772
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙調査費 5 統制委員費 6 監査員費	938,686 736,191 77,760 27,938 5,118 87,506 4,173
3 民生費	1 社団法人福祉費 2 児童福祉費 3 国民生活費 4 国民生活費 5 国民生活費	18,855,821 7,248,475 3,092,253 8,346,067 5,673 163,353
4 衛生費	1 保健衛生費 2 保健衛生費 3 清掃衛生費	4,724,846 3,238,215 397,705 1,088,926
5 労働費	1 労働諸費	98,357 98,357
6 農林水産業費	1 農林業費 2 水産業費	127,107 94,316 32,791
7 商工費	1 商工費	2,562,094 2,562,094
8 土木費	1 土木総務費 2 道路橋りょう費 3 河川計画費 4 都市計画費 5 住宅費 6 港湾費	6,761,846 2,896 2,021,115 85,266 2,778,044 767,970 1,106,555

款	項	金額
9 消防費	1 消防費	千円 240,395 240,395
10 教育費	1 教育総務費 2 小中学校校費 3 中学校校費 4 中学校校舎給食費 5 社会体育費 6 社会体育費	1,827,618 182,897 553,461 347,309 304,875 237,273 201,803
11 公債費	1 公債費	8,009,325 8,009,325
12 諸支出金	1 貸付金 2 特別会計償還金 3 減価償還金 4 基金	8,661,170 8,409,620 251,200 100 250
13 職員給与費	1 職員給与費	10,160,880 10,160,880
14 予備費	1 予備費	30,000 30,000
歳出合計		63,297,917

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
マイクロバス購入事業費	平成18年度から平成21年度まで	千円 6,442
中小企業者が金融機関から経営支援特別資金を借り入れることに伴う損失補償	平成17年度から平成24年度まで	損失補償すべき額
産業会館冷房設備整備事業費	平成18年度から平成24年度まで	4,879

第3表 市 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
	千円		%	
町内会館等建設助成事業費	10,000	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。  2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。  3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。  4 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
保育所建設事業費	23,200			
出 資 金 債	11,600			
北しりべし廃棄物処理広域連合負担事業費	237,400			
漁港等施設整備事業費	8,100			
交通安全施設整備事業費	58,200			
道路新設改良事業費	561,500			
河川整備事業費	50,000			
港湾事業費	100,100			
消防施設整備事業費	42,000			
消火栓整備事業費	10,700			
義務教育施設整備事業費	31,600			
総合体育館設備整備事業費	7,300			
減 税 補 て ん 債	159,000			
臨時財政対策債	1,540,000			

平成17年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

平成17年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ717,844千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 327,933
	1 使用料	327,933
2 繰入金		297,145
	1 一般会計繰入金	297,145
3 諸収入		12,766
	1 雑入	12,766
4 市債		80,000
	1 市債	80,000
歳入合計		717,844

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円 219,837
	1 港湾整備事業費	219,837
2 公債費		497,907
	1 公債費	497,907
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		717,844

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ふ頭用地整備事業費	80,000	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	千円 1 起債年度から据置期間を含め、20年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。  2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。  3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。  4 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。



平成17年度 小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

平成17年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,823千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 38,601 38,601
2 諸収入	1 雑入	20,222 20,222
歳入合計		58,823

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 47,959 47,959
2 公債費	1 公債費	4,649 4,649
3 諸支出金	1 繰出金	6,115 6,115
4 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		58,823

平成17年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

平成17年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,446千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 26,163 26,163
2 諸収入	1 雑収入	16,283 16,283
歳入合計		42,446

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 37,873 37,873
2 公債費	1 公債費	2,042 2,042
3 諸支出金	1 繰出金	2,431 2,431
4 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		42,446

平成17年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

平成17年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,562,097千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

## 別表 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料	4,142,200 4,142,200
2 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金	4,637,880 3,144,899 1,492,981
3 療養給付費等交付金	1 療養給付費等交付金	4,971,163 4,971,163
4 道支出金	1 道負担金 2 道補助金	577,699 86,499 491,200
5 共同事業交付金	1 共同事業交付金	293,431 293,431
6 財産収入	1 財産運用収入	2,706 2,706
7 繰入金	1 一般会計繰入金 2 一般会計借入金	4,928,108 1,733,880 3,194,228
8 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料 2 雑入	8,910 510 8,400
歳入合計		19,562,097

## 歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費	1 総務管理費	326,494 326,494
2 保険給付費	1 療養諸費 2 出産育児等諸費	11,928,300 11,861,100 67,200
3 老人保健拠出金	1 老人保健拠出金	3,071,466 3,071,466
4 介護納付金	1 介護納付金	689,412 689,412
5 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	345,997 345,997
6 諸支出金	1 償還金及び還付加算金 2 一般会計借入金償還金	3,200,228 6,000 3,194,228
7 予備費	1 予備費	200 200
歳出合計		19,562,097

平成17年度 小樽市土地取得事業特別会計予算

平成17年度小樽市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,600千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 基金貸付金収入		千円
	1 基金貸付金収入	60,000 60,000
2 繰入金		315
	1 一般会計繰入金	315
3 諸収入		285
	1 貸付金収入	250
	2 貸付地収入	35
歳入合計		60,600

歳出

款	項	金額
1 土地取得事業費		千円
	1 土地取得事業費	60,000 60,000
2 土地開発基金費		600
	1 土地開発基金費	600
歳出合計		60,600

平成17年度 小樽市駐車場事業特別会計予算

平成17年度小樽市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,684千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使用料	36,550 36,550
2 繰入金		45,133
	1 一般会計繰入金	45,133
3 諸収入		1
	1 預金利子	1
歳入合計		81,684

歳出

款	項	金額
1 管理費		千円
	1 管理費	46,453 46,453
2 公債費		35,231
	1 公債費	35,231
歳出合計		81,684

平成17年度 小樽市老人保健事業特別会計予算

平成17年度小樽市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,153,427千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 支払基金交付金	1 支払基金交付金	千円 12,223,956 12,223,956
2 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金	5,912,950 5,907,167 5,783
3 道支出金	1 道負担金	1,476,791 1,476,791
4 繰入金	1 一般会計繰入金	1,537,730 1,537,730
5 諸収入	1 雑収入	2,000 2,000
歳入	合計	21,153,427

歳出

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費	千円 66,420 66,420
2 医療諸費	1 医療諸費	21,086,707 21,086,707
3 予備費	1 予備費	300 300
歳出	合計	21,153,427

平成17年度 小樽市住宅事業特別会計予算

平成17年度小樽市の住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,685,931千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。



第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 604,493 604,493
2 国庫支出金	1 国庫補助金	344,990 344,990
3 財産収入	1 財産運用収入	32 32
4 繰入金	1 基金繰入金 2 一般会計繰入金	422,106 4,500 417,606
5 諸収入	1 住宅敷金収入 2 雑収入	4,910 4,400 510
6 市債	1 市債	309,400 309,400
歳入合計		1,685,931

歳出

款	項	金額
1 住宅事業費	1 住宅管理費 2 住宅建築費	千円 927,244 347,595 579,649
2 公債費	1 公債費	758,587 758,587
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		1,685,931

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅整備事業費	千円 309,400	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、25年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成17年度 小樽市簡易水道事業特別会計予算

平成17年度小樽市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ182,736千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使用料	64,000 64,000
2 道支出金		25,723
	1 道補助金	25,723
3 繰入金		49,962
	1 一般会計繰入金	49,962
4 諸収入		43,051
	1 受託事業収入	43,000
	2 雑収入	51
歳入合計		182,736

歳出

款	項	金額
1 簡易水道事業費		千円
	1 水道事業費	100,829
	2 水道建設費	19,244 81,585
2 公債費		81,807
	1 公債費	81,807
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		182,736

平成17年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

平成17年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,773,097千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 1,910,514
	1 介護保険料	1,910,514
2 国庫支出金		3,011,032
	1 国庫負担金	2,294,120
	2 国庫補助金	716,912
3 支払基金交付金	1 支払基金交付金	3,670,592 3,670,592
4 道支出金	1 道負担金	1,433,825 1,433,825
5 繰入金		1,746,934
	1 一般会計繰入金	1,671,354
	2 基金繰入金	75,580
6 諸収入		200
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 雑入	100
歳入合計		11,773,097

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 236,529
	1 総務管理費	105,601
	2 徴収費	12,807
	3 介護認定審査会費	115,821
	4 趣旨普及費	2,300
2 保険給付費		11,470,600
	1 介護サービス等諸費	10,914,000
	2 支援サービス等諸費	406,800
	3 高額介護サービス等費	139,000
	4 その他諸費	10,800
3 財政安定化基金拠出金		10,732
	1 財政安定化基金拠出金	10,732
4 公債費		53,636
	1 財政安定化基金償還金	53,636
5 諸支出金		600
	1 償還金及び還付加算金	600
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		11,773,097

平成17年度 小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計予算

平成17年度小樽市の融雪施設設置資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ266,792千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円
	1 一般会計繰入金	176,599 270
	2 一般会計借入金	176,329
2 諸収入	1 貸付金収入	90,193 90,193
	歳入合計	266,792

歳出

款	項	金額
1 融雪施設設置資金貸付事業費		千円
	1 融雪施設設置資金貸付事業費	100,270 100,270
2 諸支出金	1 一般会計借入金償還金	166,522 166,522
	歳出合計	266,792

平成17年度 小樽市物品調達特別会計予算

平成17年度小樽市の物品調達特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 物品売払収入	1 物品売払収入	11,000
		11,000
歳入合計		11,000

歳出

款	項	金額
		千円
1 物品購入費	1 物品購入費	11,000
		11,000
歳出合計		11,000

平成17年度 小樽市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	892 床
(2) 年間入院患者数	211,700 人
(3) 年間外来患者数	307,684 人
(4) 一日平均入院患者数	580 人
(5) 一日平均外来患者数	1,261 人
(6) 主な建設改良事業の概要	
イ 医療機器等購入費	235,945 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	11,485,737 千円
第1項 医療収益	10,282,729 千円
第2項 医療外収益	1,105,378 千円
第3項 付帯事業収益	77,630 千円

第4項 特別利益 20,000 千円

支 出

第1款 病院事業費用	11,656,381 千円
第1項 医療費用	11,019,548 千円
第2項 医療外費用	539,203 千円
第3項 付帯事業費用	77,630 千円
第4項 特別損失	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額177,362千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額169千円、過年度分損益勘定留保資金1,791千円及び当年度分損益勘定留保資金175,402千円で補てんするものとする。 )。

	収 入
第1款 資本的収入	4,691,259 千円
第1項 企業債	235,500 千円
第2項 他会計出資金	55,759 千円
第3項 他会計長期借入金	4,400,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	4,868,621 千円
第1項 建設改良費	235,945 千円
第2項 企業債償還金	88,284 千円
第3項 他会計長期借入金償還金	4,400,000 千円
第4項 長期貸付金	8,736 千円
第5項 退職給与金	135,656 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小樽病院医療機器整備事業費	千円 209,700	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	平成18年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等又は元金均等半年賦償還により償還するものとする。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。
第二病院医療機器整備事業費	25,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用(給与費)及び付帯事業費用(給与費)の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用(材料費及び経費)の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。
- (3) 医業外費用(消費税及び地方消費税)の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 5,697,818 千円
- (2) 交際費 150 千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、84,275千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,984,750千円と定める。



平成17年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| (1) 給水世帯数        | 67,600 世帯              |
| (2) 年間総給水量       | 20,400 千m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均給水量      | 55,890 m <sup>3</sup>  |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 |                        |

イ 配水管整備事業

事業費 350,000 千円

事業概要 市内一円配水管整備

ロ 改良事業

事業費 450,000 千円

事業概要 豊倉浄水場更新改良工事、送水管更新工事ほか

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益 3,362,694 千円

第1項 営業収益	3,067,545 千円
第2項 営業外収益	295,049 千円
第3項 特別利益	100 千円

支 出

第1款 水道事業費用	3,321,453 千円
第1項 営業費用	2,269,225 千円
第2項 営業外費用	1,044,228 千円
第3項 特別損失	8,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,133,417千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37,464千円、過年度分損益勘定留保資金774,593千円及び当年度分損益勘定留保資金321,360千円で補てんするものとする。 )。

収 入

第1款 資本的收入	1,123,655 千円
第1項 企業債	758,400 千円
第2項 負担金	73,605 千円
第3項 工事負担金	41,550 千円
第4項 貸付金償還金	250,000 千円
第5項 固定資産売却代	100 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,257,072 千円
第1項 建設改良費	845,231 千円
第2項 企業債償還金	1,136,214 千円
第3項 貸付金	250,000 千円
第4項 退職給与金	25,627 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管整備事業費	千円 347,000	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 平成18年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。  2 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
改良工事費	411,400			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 819,351 千円

(2) 交際費 50 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、22,748千円と定める。

平成17年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| (1) 排水戸数         | 64,900 戸               |
| (2) 年間総排水量       | 21,904 千m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均排水量      | 60,011 m <sup>3</sup>  |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 |                        |

イ 築造工事費

事業費 1,009,500 千円

事業概要	汚水管布設工事	塩谷地区ほか
	雨水渠築造工事	銭函地区
	中央下水終末処理場	本館沈砂池棟機械設備工事ほか
	銭函下水終末処理場	本館沈砂池棟電気設備工事ほか
	ポンプ場施設	勝納中継ポンプ場ほか9ポンプ場 電気設備工事ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費の財源にあてるため、資本費平準化債38,500

千円を借り入れる。

収 入

第1款 下水道事業収益	4,313,779 千円
第1項 営業収益	2,239,123 千円
第2項 営業外収益	2,074,556 千円
第3項 特別利益	100 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	4,225,112 千円
第1項 営業費用	2,783,557 千円
第2項 営業外費用	1,435,455 千円
第3項 特別損失	6,100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,882,993千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額47,054千円及び当年度分損益勘定留保資金1,435,939千円で補てんし、並びに一時借入金400,000千円で措置するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,601,003 千円
第1項 企業債	778,400 千円
第2項 補助金	403,100 千円

第3項 負担金	232,687 千円
第4項 受益者負担金	10,996 千円
第5項 工事負担金	140,000 千円
第6項 貸付回収金	35,720 千円
第7項 固定資産売却代	100 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,483,996 千円
第1項 建設改良費	1,012,025 千円
第2項 企業債償還金	2,374,834 千円
第3項 貸付金	46,500 千円
第4項 退職給与金	50,637 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 398,400	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 平成18年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。  2 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金につい
資本費平準化債	418,500			

				て、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
--	--	--	--	-------------------------------

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

250,980 千円

平成17年度 小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

( 総 則 )

第1条 平成17年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

( 業務の予定量 )

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	54,500 t
イ がれき類等	26,000 t
ロ 廃プラスチック類等	3,500 t
ハ 土 砂	25,000 t
(2) 一日平均埋立処分量	212 t
イ がれき類等	101 t
ロ 廃プラスチック類等	14 t
ハ 土 砂	97 t

(3) 主要な建設改良事業の概要

イ 産業廃棄物最終処分場内整備事業

事業費 2,900 千円

事業概要 原水ポンプ改修工事 監視カメラ改修工事  
物品庫購入

( 収益的収入及び支出 )

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 産業廃棄物等処分事業収益	134,381 千円
第1項 営業収益	132,510 千円
第2項 営業外収益	1,871 千円
支 出	
第1款 産業廃棄物等処分事業費用	130,787 千円
第1項 営業費用	126,967 千円
第2項 営業外費用	2,820 千円
第3項 予備費	1,000 千円

( 資本的収入及び支出 )

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額102,900千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額138千円、当年度分損益勘定留保資金25,920千円及び繰越利益剰余金処分額76,842千円で補てんするものとする。 )。

支 出	
第1款 資本的支出	102,900 千円

第1項 建設改良費 2,900 千円

第2項 他会計貸付金 100,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 29,321 千円

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金のうち76,842千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 一般会計貸付金 76,842 千円